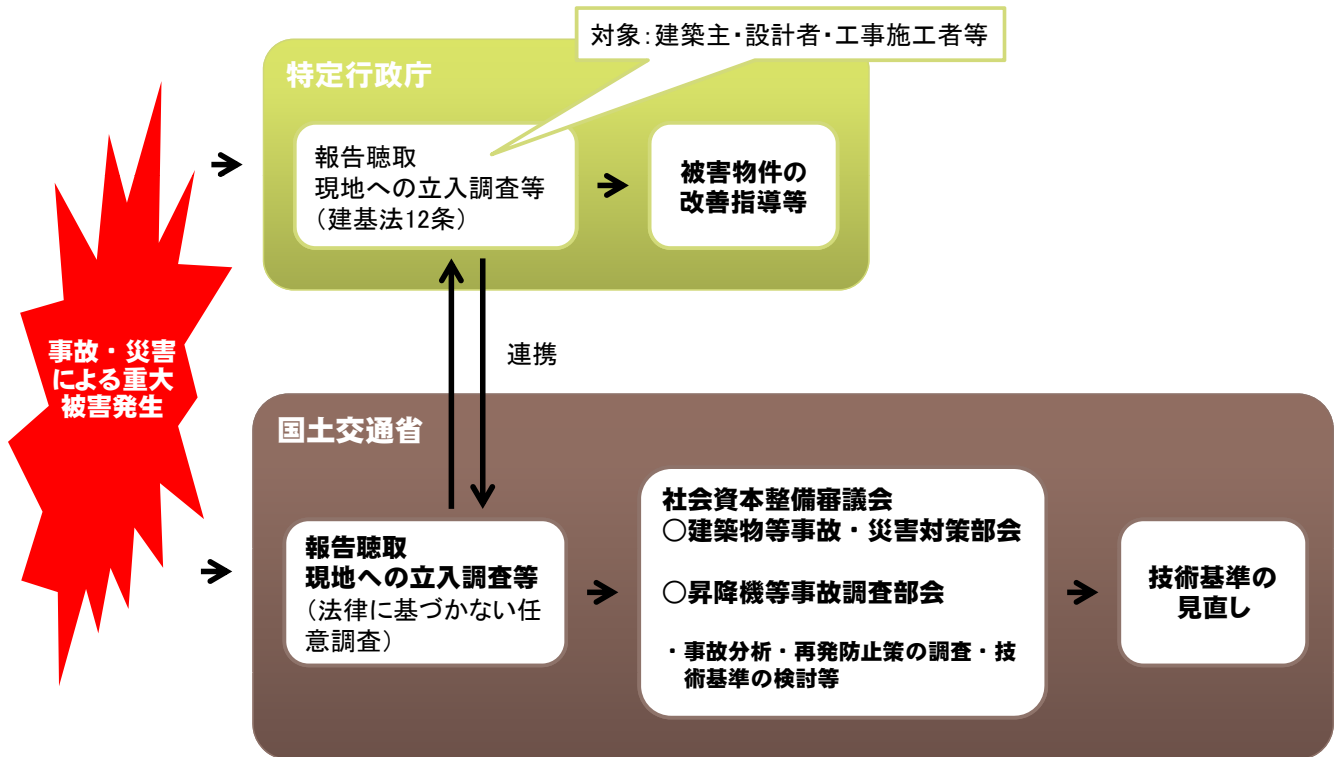


## 国の調査を踏まえて基準改正等が行われた事例

発生時期	事 案	調査等の体制	講じた施策
平成18年6月	港区共同住宅エレベーター死亡事故	社整審の建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会が調査を実施	政令・省令改正
平成19年5月	エキスポランドジェットコースター死亡事故	社整審の建築物等事故・災害対策部会において、再発防止対策について検討	省令改正
平成21年2月	姫路市工場エレベーター死亡事故	社整審の建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会が調査を実施	通知の発出
平成23年3月	東日本大震災での天井崩落	国総研・建研による調査を実施 社整審の建築物等事故・災害対策部会において、再発防止対策について検討	政令及び省令並びに告示の制定・改正
平成23年7月	平和台駅エレベーター主索破断事故	社整審の昇降機等事故対策部会が調査を実施	告示の改正

**（現状）**

○建築物・昇降機・遊戯施設等



**（改正案）**

○建築物・昇降機・遊戯施設等



○建築物の事故等に関する調査の充実について

1. 現状と課題

昇降機や建築物等で事故が発生した場合や、災害で建築物に被害が発生した場合、原因究明及び再発防止策を行うため社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会及び建築物等事故・災害対策部会が設置され、昇降機・遊戯施設の事故及び昇降機等以外の建築物で発生する事故・災害について、専門家による調査体制が整備されている。

しかしながら、現行制度では、特定行政庁については、建築基準法第12条の規定において建築物への立入調査、関係者からの報告聴取等を行う権限が定められているが、国については昇降機や建築物等の調査を行う権限は規定されていない。

このため、現状では、社会的影響が大きい重大な事故等が発生した場合、関係者に対して任意で報告を求めること、建築基準法第16条の規定に基づき特定行政庁に対して必要な報告を求めること、特定行政庁による現場の立入検査等の際に、相手方の了解を得て国土交通省職員が立ち会うこと等により、国による原因調査等が行われている。

近年、昇降機等の事故、大規模な火災や地震等による被害の発生により建築物の安全確保の要請が高まっており、また、建築技術の高度化・複雑化が進んでいる。

このため、建築物において事故、災害等が発生した場合には、国と特定行政庁が協力し、迅速に原因究明等の調査を行い、再発防止策を検討・実施していくことが新たな被害を防ぐ意味から重要となっている。

しかしながら、建築物等について国が直接調査を行う権限が法制上位置づけられていないため、例えば原因究明のために必要な情報提供の要請を関係者が拒否するようなケースでは、国による機動的な調査の実施が困難となることから、国による調査権限の創設が必要である。

また、特定行政庁においても、違反建築物等に対して、安全確保上必要な是正指導や命令を行うため、建築基準法第12条第5項及び同条第6項の規定に基づき、関係者からの報告徴収、建築物への立入検査等を行うことができるが、その対象には、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者は含まれておらず、十分な調査を行うことができない現状にあり、調査権限の充実が必要である。

2. 建築物の事故等に対応するために早急に講ずべき施策

国は、建築物において事故・災害等の発生した場合に、より機動的な原因究明の体制を確保するため、国も自ら法に基づき必要な調査を行えるよう、建築物への立入調査に加え、所有者、設計者、施工者、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者等から報告徴収を行う調査権限の創設を検討すべきである。併せて、特定行政庁においても、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者に対する調査を実施できるよう調査権限の充実を検討すべきである。

建築基準法の一部を改正する法律案要綱(抜粋)

第一～第六 略

第七 特定行政庁による建築物の調査権限の強化

- 一 特定行政庁、建築主事又は建築監視員による報告徴収の対象に、建築材料等を製造した者及び建築物に関する調査をした者を追加するものとする。 (第十二条第五項関係)
- 二 特定行政庁又は建築主事にあつては第六条第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十条第一項から第三項まで、第十二条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができるものとする。 (第十二条第六項関係)
- 三 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員及び建築監視員の立入検査等の対象に、建築材料等を製造した者の事業場及び建築物に関する調査をした者の事業場を追加するものとする。 (第十二条第七項関係)

第八 国土交通大臣による建築物の調査権限の強化

国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者等、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第六十八条の十第一項の型式適合認定、第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定若しくは第六十八条の二十六の特殊構造方法等認定(以下「型式適合認定等」という。)を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者等、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができるものとする。 (第十五条の二関係)

第九～第二十 略